

【友の会会員資格の有効期間について】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの主催事業が中止または延期となっており、事業への参加や鑑賞の機会をご提供できない状況が続いておりますことを受け、令和2年度においては、会員資格の有効期間を1年間延長させていただくことといたしました。会員資格更新及び新規入会の際には、有効期間を1年間延長した内容でご案内をお送りいたします。

情報誌「MARCL+」に記載されている事業につきましても、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら開催の可否を判断し、事業の開催およびチケット発売を中止または延期とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。どうぞよろしくお願いいたします。

最新の情報は、随時、当財団のホームページでお知らせいたしますのでご確認くださいようよろしくお願いいたします。

令和2年6月

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団